

平成 27 年度事業計画

(平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日)

はじめに

今日の日本では、あらゆる物事は法のもとに公平に扱われ、そのために必要なさまざまな意見が文書として作成され、秩序だった管理が行われている。そのかげに、議場等公式の場における発言は逐語の公文書として調製され、法廷における尋問においても逐語記録が調書として作成されている。それらの使命は明治 23 年の第一議会開設以来、速記技能が担ってきた。

速記界は昭和 40 年代のピークを境にイノベーションの進行で多様化が急速に進んでおり、現在、速記は大転換期にあるとの認識を持っている。

今日、機械速記や電子速記技術が加わり、テレビ字幕市場なども新境地を切り開いていく。一方、国会ではパソコン速記や自動音声認識技術が採用され、音声固定工程でイノベーションが進んでいる。

今後普及する音声固定技術のイノベーションは、新しい専門技能を必要とする。一方、会議録作成に求められる標準、理念、技能の面で速記者が継承してきた技能ノウハウ、職業倫理などを普及する必要性がそれにもまして重要になってきている。これらの研究、技能啓発についても、これから協会の課題であると認識する。

また、昨年度実施予定であった「第 7 回地方議会実態調査」の報告書作成が本年度に継続されたことなどにより厳しい予算編成となつたが、公益法人として定款に掲げた目的を達成するため、中期計的な見通しを持って組織運営と財政基盤の強化を図るとともに、それを支える会員の拡大を目指していく。

以上のような基本方針のもとに、平成 27 年度においては、以下のような各種事業を実施する。

1 速記技能検定

- ① 次の日程により文部科学省後援の速記技能検定を実施する。

回 次	試験月日	試験級	試 験 地
190	平成 26 年 11 月 30 日 (最終日曜日)	1 級～6 級	仙台 長岡 東京 名古屋 大阪 福岡 鹿児島
191	平成 27 年 1 月 25 日 (最終日曜日)	1 級～6 級	東京 大阪

192	平成 27 年 5 月 31 日 (最終日曜日)	1 級～6 級	札幌 盛岡 東京 名古屋 大阪 福岡
193	平成 27 年 8 月 30 日 (最終日曜日)	1 級～6 級	長岡 東京 静岡 名古屋 大阪

- ②合格者には合格証を発行する。1、2級合格者には、申請により1級速記士証、2級速記士証を交付し、プロの速記士として認定する。
- ③別に定めた「成績優秀者選考基準」により、文部科学大臣賞他、成績優秀者を表彰する。
- ④継続的な改善を目的として検定の自己評価を実施し、その結果を公表する。
- ⑤検定受験者の学習支援の観点から「速記技能検定試験問題集第10号」を発行する。
また、各級別の問題朗読CD等の配布を行う。
- ⑥引き続き全国検定振興機構に加盟し、速記技能検定の評価制度等について研究する。

2 「みんなの速記」推進事業

- ①各地に速記共練会を結成するなど、速記を学べる場を拡大し、HP上でPRする。
また、速記技能を持った者一人一人が「みんなの速記」の推進者となるよう働きかけるとともに、指導者に対する支援を行う。
- ②各速記共練会等が実施する「みんなの速記認定試験」を活用し、初級学習者のレベルの確認、学習意欲の継続を図る。
- ③速記に興味を持った人や検定の資格取得を目指す人に対する相談・支援を充実する。
- ④本年度の速記日本一を決める高速度速記競技会を開催し、表彰する。
- ⑤高校生や大学生を対象に実施されている他団体主催の速記競技大会を後援する。

3 全国議事記録議事運営事務研修会

地方議会会議録の品質向上並びに議事運営に関するスキルアップを図る目的で、全国都道府県、市、町村議会事務局職員を対象に、第66回全国議事記録議事運営事務研修会を開催する。(10月30日(木)～10月31日(金))

4 会議録作成講座

- ①集合形式の研修会に参加しにくい地方議会事務局職員を対象に、会議録作成のノウハウが学べる通信制の会議録作成講座(全5回、スクーリング1回)を実施する。

②ウェブサイト上の「発言記録作成相談室」において、会議録の様式、表記や整文処理などの質問に答えていく。

5 調査研究、広報、普及事業

(1) 速記関係書籍・文献の保存・共有化、速記国際大会

- ①学術的価値のある速記関係書籍の電子化を実施し、HP上で公開する。
- ②「第50回インテルステノ会議2015」が平成27年7月18日から25日までハンガリーのブダペストで開催されることから、速記関係者の参加を呼びかけるとともに、我が国の速記に関する報告を計画する。
- ③速記にかかわる領域について広く研究する速記科学研究会、速記・言語科学研究会、速記懇談会の研究活動を支援する。

(2) 用字用例辞典等の発行

- ①「新版標準用字用例辞典」の次回改訂に向けて、用字例編集委員による検討を継続して行う。
- ②会議録等の様式や発言の整文処理基準、作業工程の標準等を示した「発言記録作成標準」の普及に努めていく。

(3) 地方議会実態調査

「第7回地方議会における記録事務の実態調査」の集計を継続し、報告書を作成する。前回調査から10年後の地方議会の実態及び推移について明らかにしていく。

(4) 広報啓発

- ①速記界唯一の機関誌である「日本の速記」を発行する(年11回)。速記及び文字文化に関する情報のほか、発言記録作成技術や速記学習者の支援に関する記事並びに会員の活動状況を掲載して会員相互の理解に資するとともに、会員拡大のための広報誌としても活用していく。
- ②協会ウェブサイトを運営する。公開情報を初めとして協会事業に関する最新情報や速記技能検定に関する告知及び速記文化理解のためのツールとして活用するほか、会員のための情報発信を行う。

(5) 会員活動支援

- ①速記普及活動等、協会事業に参加した会員に対し、支援を行う。
- ②速記方式の創案・普及など速記技術の向上に貢献した者、30年以上速記の実務、教育に従事した者、速記に関する研究等で学術的権威の認められる者等を表彰する。

6 組織運営と財政基盤の強化

中期的な見通しを持って、協会の意思決定から事業遂行管理まで、全領域にわたって適正化、能率化を図るとともに、現状の評価を行い、公益法人の目的に沿って社会的使命を果たしていく。

以 上